

地下水・土壌汚染とその防止対策に関する研究集会開催中止時の対応要領

2020年9月24日 制定

目 的

第1条 この要領は、天災等の不測の事態により、地下水・土壌汚染とその防止対策に関する研究集会（以下「研究集会」）開催を中止する場合の対応を定めることを目的とする。ただし、「中止」とは一部中止などの大幅な変更を含むものとする。また、「研究集会」とは、研究発表を主体とし、特別講演、ポスターセッション、企業展、見学会、懇親会とその他の関連する行事を含むものとする。

中止の決定

第2条 研究集会の中止は、実行委員長、幹事長と幹事会が協議、決定し、主催者会議の承認を得る。

連絡方法

第3条 研究集会の中止について、以下の方法で連絡する。

- (1) 一般社団法人土壌環境センターのホームページ上にある「地下水・土壌汚染とその防止対策に関する研究集会」のページに中止の決定を掲載する。
- (2) 発表申し込み者、発表者以外の参加申し込み者、企業展連絡担当者と開催、運営関係者等に電子メールを配信し、中止の連絡をする。ただし、事務局が被災するなど不測の事態の場合は、メール配信を省略する。
- (3) 中止に関連する問い合わせ先は、研究集会事務局（一般社団法人土壌環境センター内）とする。

投稿原稿

第4条 原稿提出締め切り後に研究集会の中止が決定した場合は、講演集を発行する。講演集に掲載された原稿は、全て既発表とみなす。

延期ないし時間変更

第5条 中止した研究集会は、延期や時間変更を行わない。

経 費

第6条 発表申し込み者、発表者以外の参加申し込み者には、講演集を配布し、発表申し込み料、参加料の返金は原則として行わない。

2 発表申し込み料、参加料を除く、見学会、懇親会等の参加料、企業展出展料の返金については、実行委員長、幹事長が協議し、幹事会において決定する。

改 定

第7条 本要領の制定および改定は、幹事会において行い、主催者会議の承認を得る。

附 則

この要領は、2020年9月24日から施行する。